

## 富津市建設工事等最低制限価格制度実施要領

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市が発注する建設工事又は製造の請負並びに測量・コンサルタント業務委託等に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。））及び富津市財務規則（平成8年規則第23号）第126条に規定する最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、次に掲げる契約を締結する場合に適用する。ただし、市長が最低制限価格を設定する必要がないと認めた場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

- (1) 設計金額が200万円を超え3,000万円以下の建設工事又は製造の請負
- (2) 設計金額が100万円を超える測量・コンサルタント業務委託
- (3) 設計金額が100万円を超える次に掲げる業務委託のうち、年間を通じて人員を日常的に配置し履行するもの（以下「特定業務委託」という。）
  - ア 建物清掃業務委託
  - イ 警備・受付業務委託（機械警備を除く。）
  - ウ 施設の設備等保守管理業務委託（受注者が常駐するもの）
  - エ 学校給食業務委託
  - オ その他市長が特に必要と認める業務委託

(最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算定するものとする。

(1) 建設工事または製造の請負

予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格の100分の75に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

- ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 測量・コンサルタント業務委託等

別表第2に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎と

なった同表に掲げる最低制限価格の基準となる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、予定価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。

(3) 特定業務委託

予定価格に100分の80を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

(4) 前各号の規定にかかわらず、最低制限価格の算定が困難な場合は、予定価格に100分の92から100分の75までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を定めるときは、入札の公告又は入札説明書に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした場合
- (3) その他必要と認める事項

附 測

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

算定項目	費目	算定率
直接工事費	直接工事費 直接製作費 機器費 設計技術費 処分費 等	100 分の 97 を乗じて得た額
共通仮設費	共通仮設費 関節労務費 等	100 分の 90 を乗じて得た額
現場管理費	現場管理費 工事管理費 据付間接費 技術者間接費 等	100 分の 90 を乗じて得た額
一般管理費	一般管理費 等	100 分の 68 を乗じて得た額

別表第 2

業種区分	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設 コンサルタント 業務	ア 直接人件費 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に 100 分の 90 を 乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に 100 分の 48 を乗じて得た額	100 分の 80	100 分の 60
建築関係の建設 コンサルタント 業務	ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 エ 諸経費の額に 100 分の 60 を乗じ て得た額	100 分の 80	100 分の 60
測量業務	ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に 100 分の 48 を乗じ て得た額	100 分の 82	100 分の 60
地質調査業務	ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に 100 分の 90 を 乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 エ 諸経費の額に 100 分の 48 を乗じ て得た額	100 分の 85	3 分の 2
補償関係コンサ ルタント業務	ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に 100 分の 90 を 乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に 100 分の 48 を乗じて得た額	100 分の 80	100 分の 60